

コンプライアンスに関する主な規程について

- 管理運用法人の業務の公益性、公共性にかんがみ、収賄罪(刑法第197条)等の罰則の適用については、管理運用法人の役職員を公務員とみなす、いわゆる「みなし公務員」規定が置かれている。

【GPIF法 第十四条】 管理運用法人の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

- 役員の兼職禁止等に関し、必要な事項を定めることを目的に「理事長等の兼職等に関する規程」を制定。

〈役員の兼職等に関する制限〉

【常勤役員】

- 任命権者の承認のある場合を除くほか、営利団体の役員、顧問若しくは評議員を兼職することや自ら営利企業を営むことを禁止。

※営利団体の役員の兼職や自ら営利企業を営むことは、独立行政法人通則法第50条の3の規定において禁止。

- 非営利団体の役員、顧問若しくは評議員の兼職やその他の事業に従事、又は事務を行うには、報酬の有無に関わらず理事長の承認を要する。

なお、その承認については、国家公務員の取扱いに準じて、利害関係がなく、又はその発生のおそれがなく、かつ、職務遂行に支障がないと認められるときに限られている。

【非常勤役員】

- 理事長の承認のある場合を除くほか、運用受託機関及び資産管理機関として管理運用法人と契約を締結している事業者(契約の申込をしている事業者、契約の申込をしようとしていることが明らかである事業者を含む。)の顧問又は評議員に就くことを禁止。

- また、金融事業者(銀行業、信託業、金融商品取引業、生命保険業その他の金融業(これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む。)を行う者)の役員、顧問又は評議員に就こうとする場合には、あらかじめ理事長に届け出る。

- 役職員の金融商品の取引等について必要な措置を定め、役職員による職務遂行の公正性及び当法人に対する国民の信頼を確保することを目的に「金融商品の取引等に関する規程」を制定。

〈金融商品の取引等に関する規程の主な内容〉

【規制内容】

- ①自己又は他人の名義をもって株式等(*)の取引等を行うことを禁止。

* 株式等

- ・株式(株券、新株予約証券又は新株予約権付社債券をいい、個別銘柄を指定して取引等を行うもの)
- ・私募ファンド

- ②投資信託受益証券等(投資対象に株式が含まれているもの)の短期的な売買(取得又は処分後1年以内に同銘柄の投資信託を処分又は取得すること)を禁止。
- ③自己又は第三者のために、当法人の取引先で出入りするものに対して金融商品取引の取次ぎをさせることを禁止。
- ④個人型確定拠出年金での指図において①又は②に掲げる行為を行った場合、速やかに審査委員会(委員長:総務部長)に報告する。

【取引の例外】

上記①及び②については、次の事由がある場合には審査委員会の承認を受けることで取引等が可能となる。

- ・租税公課の支払への充当
- ・当法人の役職員に就く前に締結された契約の履行
- ・企業合併による株式交換等の取引
- ・当法人の役職員に就く前に取得した株式等又は投資信託受益証券の処分
- ・上記に準ずるやむを得ない事情がある場合

- 職務上取得した未公表の重要な情報の管理について、必要な基本的事項を定めることを目的に「重要事項の管理に関する規程」を制定。

〈重要な情報の管理に関する規程の主な内容〉

【基本的考え方】

- 職務に関して、上場会社等に関する投資家の投資判断に影響を及ぼすべき未公開情報（重要な情報又はインサイダー情報）を知った上で、当該上場会社の株券等の売買その他の取引行為をはじめ、それらの情報に基づく情報伝達行為や取引推奨行為について金融商品取引法で規制されているが、管理運用法人においても、運用の多様化等によりそれら重要な情報を取得する可能性が否定できない。
- 役職員によるインサイダー取引については、「金融商品の取引等に関する規程」（前頁参照）により手当されているが、その情報が外部に伝達された場合、さらにはそれに起因してインサイダー取引を生じさせた場合には、管理運用法人の信頼性の失墜になりかねない。
そのため、重要な情報を取得した場合の取り扱いについては、十分に留意することが重要。

【重要な情報を取得した場合の対応】

- ① 可能性のあるものも含み、重要な情報を取得した場合は、直ちにリーガル・オフィサー又は理事長が指定した補助者（企画部企画課の担当者）に報告。
※なお、取得した情報が、重要な情報に該当するかどうかは、リーガル・オフィサーが判断するので、気になる情報であれば、まずは報告。
- ② 重要な情報を知った役職員は、その他の役職員その他第三者に当該情報を伝達してはならない。
- ③ 重要な情報が記録された書面、外部媒体や電磁的記録については、他の役職員等から隔離して管理するため、リーガル・オフィサーの指示に従って対応（重要な情報については、リーガル・オフィサーが統括して管理）。

- 職務に係る倫理の保持に資するための措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、法人業務に対する国民の信頼を確保することを目的に「倫理規程」(国家公務員と同様)を制定。

〈倫理規程の主な内容〉

- 利害関係者…GPIFの支出の原因となる契約に関する事務等において、これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

○ 禁止行為

① 利害関係者の負担で飲食をすること。

- ・多数(20名程度以上)の者が出席する立食パーティや職務として出席した会議での茶菓又は簡素な飲食(3千円程度まで)等は可。
- ・自己負担での飲食は可。ただし、自己の費用負担が1万円を超える場合はあらかじめ届出が必要。

② 利害関係者と遊戯(麻雀等)又はゴルフをすること。

③ 利害関係者から金銭・物品等の贈与等、金銭・物品等の貸付、サービスの提供を受けること。

- ・宣伝用物品等の受け取り、親や配偶者等との関係に基づいて受け取る通常の社交儀礼の範囲内の祝儀、香典等の受け取りは可。
- ・金融機関などが利害関係者に該当する場合に一顧客として貸付を受けること、職務として利害関係者を訪問した際に提供される物品を使用することは可。
- ・職務として利害関係者を訪問した際に、利害関係者の社用車などを利用する場合は、利用する合理的な理由があるときは可。

※ 私的な関係がある利害関係者との間においては、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合は上記①～③に掲げる行為を行うことができる。

- 利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演、著述、放送番組への出演等をする場合は、あらかじめ承認を得る必要がある。

- 役職員(主事以下を除く。)は、事業者等から1件5千円を超える贈与等(金銭の利益の供与、供應接待、職務との関係に基づき提供する人的役務に対する報酬の支払を受けたときは、贈与等報告書を四半期毎に提出しなければならない。

- 役員は、毎年3月中に、前年において行った株取引等については株取引等報告書を、前年分の所得等については所得等報告書(前年1年間役員であったものに限る。)を提出しなければならない。

- 役職員に、違反する行為があった場合は、制裁規程や就業規則に基づく処分が行われる場合がある。

- 取材等の対応に関し、必要な事項を定めることを目的に「取材等対応規程」を制定

〈取材等対応規程の主な内容〉

【取材への対応】

- 役職員は、管理運用法人に関する取材の申込みを受けたときは、その旨を速やかに広報責任者(理事長が指名する者)に連絡する。
- 取材は、広報責任者が応じる。ただし、広報責任者が必要と認めるときは、原則として、広報責任者又は広報担当者(企画部企画課の担当者)の立会いの下、広報責任者が指名する者が応じることができる。
なお、次の場合については、広報担当者が取材に応じることができる。
 - ・公表された事実に基づき対応するとき
 - ・秘密情報等のため回答を差し控えるとき
 - ・あらかじめ理事長の了承を得ている方針に基づき対応するとき

【公開の会議、講演等への対応】

- 役職員は、一般に公開の会議、講演等において管理運用法人に関する対応は以下のとおりとする。
 - ・事前報告 … 管理運用法人に関し発言する可能性があるときは、あらかじめ広報責任者に報告する。
 - ・事後報告 … 管理運用法人に関し発言する可能性がないと考え、事前報告していなかったが、例えば司会者の指名により当法人に関する発言を行ったときは、広報責任者にその発言内容(事前報告をしていない場合は、その理由を含む。)を報告する。
- 管理運用法人と密接な利害関係にある金融機関等の主催(会議名等に金融機関等の名称が入ることその他主催と誤認される場合を含む。)による会議、講演等において管理運用法人に関する発言を行ってはならない。

※金融機関等=銀行業、信託業、金融商品取引業、生命保険業、その他の金融業(これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む。)を行う者であって管理運用法人と取引上密接な利害関係を有するもの及びこれらの事業者の団体

- 役員に関する退職後における再就職の制限について、必要な事項を定めることを目的に「役員の再就職の制限に関する規程」を制定

※
〈役員の再就職の制限に関する規程の主な内容〉

※本委員会で議決されれば、「役員(非常勤の者を除く。)」と改正される予定。

【再就職の制限】

- 役員は、任期満了前、満了後を問わず、退職後2年間は、在職中に管理運用法人と取引を有する運用受託機関及び資産管理機関への就職を自粛する。

【退職後の行為の自粛】

- 前条のほか、役員は、退職後においても管理運用法人の業務の信用に影響を与えるおそれのある行為については自粛する。

【誓約書の提出】

- 管理運用法人の役員に就任する者は、就任に当たり、上記2項目を順守する旨の誓約書を提出する。

(参考)

【中期目標(抜粋)】

法人の業務が運用受託機関等との不適切な関係を疑われるがないよう、役員の再就職に関し適切な措置を講ずること。

【中期計画(抜粋)】

運用受託機関等との不適切な関係を疑われるがないよう、役員の再就職に関し一定の制約を設ける。